

簡易判決処刑申立書の権益に関する告知書

1. 同封されていた書類は、簡易判決処刑申立書です。略式命令請求とは、検察官が捜査した結果、被告人に犯罪の嫌疑があると認め、裁判所へ略式命令を請求するということです。
2. 本件には、刑事訴訟法による略式手続が行われます。裁判所は、被告人、告訴人、被害者等を召喚しなく、略式命令を下すことができます。被告人、告訴人、被害者等が意見を陳述したがり、親告罪につき告訴を取り消した、又は民事上の和解が調った等場合には、速やかに書状をもって裁判所に陳述又は審問請求を提出してください。
3. 詳細につき、当検察署のウェブサイトにてご参照ください：（URL）
<https://www.ulc.moj.gov.tw/10570/>